

高齢者とその家族を支えます

市では、在宅の高齢者とその家族が安心して充実した生活が送れるように、介護保険サービスでは補えないそれ以外の様々な事業を実施しています。

今回、いくつかの主な事業についてご紹介しますので、ご利用ください。

なお、各事業のご利用にあたっては事前に申請が必要です。利用したいサービスの詳細、申請方法につきましては、市役所介護高齢課、各総合支所市民福祉課までお問い合わせください。

福祉タクシー事業

医療機関に通院する場合や各種福祉行事への参加、または市役所・総合支所及び公の施設を利用する際のタクシー利用料金を一部助成します。利用券の交付を受け、指定のタクシー会社をご利用ください。

利用できる方

一般の公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由な方で下記のいずれかに該当する方。

- 1 満65歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 3 療育手帳の交付を受けている方

利用限度

年48枚まで（月4枚単位）

※往路、復路それぞれ1回として数えます。



利用者負担

タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円～	利用料金から3,000円を控除した額

家族介護用品（紙おむつ等）支給事業

在宅で高齢者等を介護している家族等に介護用品を購入するための助成券を交付します。

介護用品購入助成券の交付を受け、指定販売店でご購入ください。

利用できる方

在宅で下記の状態の方を介護している方。

- 1 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
- 3 特定疾病該当者（65歳未満の介護保険認定者）

利用限度

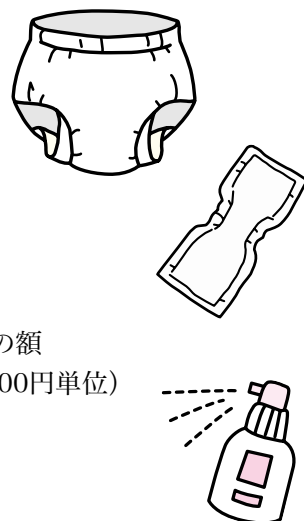
年間60,000円分。

ただし、次の要件すべてにあてはまる方は、年間75,000円分。

- ◇申請日現在65歳以上の方
- ◇要介護3以上の認定を受けている方
- ◇前年度の市民税が非課税の世帯に属する方

購入できる介護用品

紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー



利用者負担

1,000円未満の額

（助成券は1,000円単位）

寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

敷き布団、掛け布団、綿入れかいまき、毛布のクリーニングを行う際の利用料金を助成します。指定クリーニング店をご利用ください。

利用できる方

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯に属する方。

利用者負担

敷き布団・掛け布団・綿入れかいまきは200円。
毛布は100円。

利用限度

年2回まで



配食サービス事業

安否確認を行うとともに栄養のバランスの取れた食事を提供し、その費用の一部を助成します。

ご利用する場合、大宮地域の方は南部包括支援センター（☎53-6810）、それ以外の地域の方は北部包括支援センター（☎57-3326）にご連絡し、申請してください。

利用できる方

市内に住所を有する方で、老衰・心身の障がい及び疾病等の理由により調理が困難で、次のいずれかに該当する方。

- 1 おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- 2 高齢者のみの世帯に属する方
- 3 在宅の身体障害者

利用者負担

1食300円

利用限度

週7回まで

訪問理美容助成事業

寝たきり等で理美容店に行けない方に訪問による理美容を提供し、その費用の一部を助成します。助成券の交付を受け、指定理美容店をご利用ください。

利用できる方

在宅のおおむね65歳以上の寝たきり、または認知症で常時臥床の状態にあるか、日常の生活の大半に介護を必要とする状態が今後も続くと認められる方。

利用者負担

1回につき2,000円

利用限度

年6回まで

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

1枚1,000円のはり・きゅう・マッサージ券を交付します。指定施術機関でご利用ください。

利用できる方

- 1 70歳以上の方
- 2 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
- 3 60歳以上で身体障害者手帳（3級～6級）の交付を受けている方

利用者負担

利用料金から1,000円を控除した金額

利用限度

年10回まで



■問い合わせ■

介護高齢課 介護・高齢者福祉グループ ☎52-1111（内線176）

各総合支所 市民福祉課 福祉グループ（代表）

山方 ☎57-2121 美和 ☎58-2111 緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111